

福島県保安林内作業許可の手引き

令和5年4月

○ はじめに	1 ページ
○ 作業許可の申請	2 ページ
○ 届出行為と手続き	5 ページ
○ 福島県農林事務所一覧	6 ページ
○ 許可行為の計画から完了まで	7 ページ
○ 記載例	8 ページ
○ 福島県保安林内作業許可事務取扱要領（様式抜粋）	12 ページ

○ はじめに

保安林は、水資源の供給、土砂災害の防止などを目的として森林法に基づき指定され管理されている森林です。

保安林において、次の行為*1を行う場合は、原則として許可が必要となりますが、届出となる場合や手続きを要しない場合もありますので、まずは福島県農林事務所*2（6ページ）へご相談ください。

- *1
- 立竹の伐採
 - 立木の損傷
 - 家畜の放牧
 - 下草・落葉・落枝の採取
 - 土石又は樹根の採掘
 - 開墾その他の土地の形質を変更する行為

※ 以下、これらを「作業許可」行為といたします。

なお、福島県では、許可や届出の手続きが円滑になされるように「福島県保安林内作業許可事務取扱要領」（以下「要領」といい12ページ以降に掲載）を定めており、この手引きに示す（ ）内の様式番号は、その要領中のものとなっています。

※ 留意事項

- (1) 作業許可行為のうち、土地の形状を変える行為は、要領「表3 土地の形質の変更行為許可基準」（25ページ）の範囲で認められていますが、許可を受けた後も保安林であることに変わりがなく、保安林に関する規定により継続して管理されることとなります。
- (2) 行為の規模、全体計画、その後の管理状況などから、作業許可の基準を超える場合は、申請された行為を許可することができません。この場合は、「保安林の指定の解除」（以下「解除」という。）手続きが必要となります。

○ 作業許可の申請

1 許可の申請

許可の申請は、次のいずれかに該当する方が行えます。

- 森林所有者
- 作業許可の申請に係る行為の当事者
- 行為地の所在する市町村長

2 必要書類と提出場所

許可の申請には、次の書類が必要です。

書類の提出先は、行為を行う場所を所管する農林事務所です。

なお、解除予定保安林における行為についても、同様の申請が必要です。

- 保安林（保安施設地区）内○○○○許可申請書（様式1）
- 要領「表4 作業許可申請に係る添付書類一覧」（29ページ）に定める書類

※ 提出部数は1部です。

3 許可の決定

許可の決定は、補正を必要としない状態になった申請書を受理した日から30日程度で通知されます。

なお、作業許可には、次のとおり許可の期間が付されます。

(1) 立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で(2)以外の行為

① 行為の場所に「植栽の期間」が定められている場合

ア 原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる期間

② 行為の場所に「植栽の期間」が定められていない場合

ア 下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用及び家畜の放牧にあっては、行為に着手する時から5年以内の期間

イ これ以外の行為は、行為に着手する時から2年以内の期間

(2) 「表3 土地の形質の変更行為許可基準」（25ページ）に区分される行為

① 行為の場所に「植栽の期間」が定められている場合

ア 原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる期間

② 行為の場所に「植栽の期間」が定められていない場合

ア 表3 区分1、2に該当する行為（林道や作業路など）

当該行為に着手する時から5年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間

- イ 表3 区分3、4に該当する行為（保全施設、水路、電柱、その他行為
一時的な変更行為は2年以内
一時的な行為以外は、当該施設の使用及び当該行為が終わるまでの期間
なお、当該施設の使用及び当該行為が終わるまでの期間とは、工事完了後
の施設の維持期間を含めますので、期間の解釈は以下のとおりとなります。

※ 許可の期間 = 当該施設の使用及び当該行為が終わるまでの期間
= 工事期間（施設を設置するための工事期間）
+ 維持期間（施設が維持されている期間）

- ウ 一時的な変更行為に係る作業許可の期間について

表3の区分4にあって一時的な変更行為に係る作業許可の期間については、事業実施後の遅延にやむを得ない理由（自然災害の発生等）がある場合には、確実な原状復旧を前提に、その期間を5年まで延長することが可能です。

4 許可中の留意点

- (1) 行為によって土砂の流出等が発生しないよう防止措置を的確に行ってください。
- (2) 行為を着手したときは、保安林（保安施設地区）内〇〇〇〇許可着手届（様式7）を提出してください。
- (3) 許可期間中は、現地の見やすい場所に標識を設置し、行為が適法に行われていることを明らかにしてください。
 - ア 許可期間2年以内 1号標識（様式9）
 - イ 許可期間2年を超え5年以内 2号標識（様式10）
 - ウ 許可期間が5年を超える場合 3号標識（様式11）
- (4) 許可の内容に変更が生じる場合は、許可した内容以外の行為は行わず、すみやかに農林事務所へ連絡し、指示を受けてください。

また、保安林（保安施設地区）内〇〇〇〇変更許可申請書（様式12）が必要な場合は、許可後に行為を行ってください。
- (5) 行為後の復旧方法が植栽による場合や、許可の条件で植栽を行うよう付されている場合には、確実に植栽してください。
- (6) 保安林内作業許可行為が2年を超え5年以内の期間で許可を受けた場合にあつては、毎年7月31日までの施行状況を翌月8月31日までに保安林（保安施設地区）内〇〇〇〇作業許可施行状況報告書（様式14）に写真を添付の上、農林事務所に提出してください。

5 行為が完了したら

保安林（保安施設地区）内〇〇〇〇許可完了届（様式8）を提出してください。
なお、完了状況確認のため立会いをお願いする場合があります。

6 解除予定保安林に関する事項

解除の予定告示後40日を経過し、かつ、異議意見書の提出が無かった解除予定保安林の作業許可に関しては、1から5の内容に加え、以下の点に留意してください。

(1) 許可の分割

原則として、以下のア～ウに掲げる行為毎に、かつ当該順序に従って分割して許可をします。ただし、エ、オの各号に該当する場合には一括して許可ができます。

ア 代替施設の設置等のために必要な解除予定保安林の起工測量に関する行為

区域の測量、縦横断測量、測量のための測量杭の設置、ベンチマーク及び引照点の設置、丁張り等のための土地の形質の変更等の行為

イ 工事に先行して行う代替施設に関する行為

事業計画書に基づき実施する工事に先行して代替施設（貯砂えん堤、沈砂池、調整池、流末排水施設等）を設置する場合の土地の形質の変更等の行為

ウ 工事と併せて設置する代替施設に関する行為

事業計画書に基づき実施する工事と併せて代替施設（切盛法面の保護、土留施設、排水路等）を設置する場合の土地の形質の変更等の行為

エ 小規模保安林

解除予定保安林の区域が小規模であり、かつ、工種、工法、実施期間等からみて、特に区分して許可する必要がないと認められるとき。

オ その他

工事内容、行為者の信用状況、工事实施計画書の工事内容区分、工程等が明確であり、特に区分して許可する必要がないと認められるとき。

(2) 許可の期間

許可の期間については、当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とし、その他の内容は、当該計画書に基づいて定めます。

なお、「公益上の理由」による解除であって、作業許可を受けている間に保安林の解除が確定した場合、その土地は普通林となるため当該許可の効力は無くなります。

(3) 許可の変更

代替施設の設置等について変更を要することとなった場合には、速やかに工事を中止し、変更申請書（様式12）及び農林水産部長協議（様式19）を農林事務所に提出してください。

なお、回答があるまで工事に着手してはいけませんが、工事の中止に伴って災害の恐れがある場合には、農林事務所の指示に従い応急的な防災措置を行ってください。

○ 届出行為と手続き

1 自家の生活又は学術研究のため下草、落葉又は落枝を採取する場合

自家の生活又は学術研究のため下草、落葉又は落枝を採取する場合は、行為の場所を所管する農林事務所に「保安林（保安施設地区）内下草、落葉又は落枝の採取届出書」（様式2）を行為の2週間前までに提出する必要があります。

2 火災や風水害などの非常災害により作業許可行為を緊急に行った場合

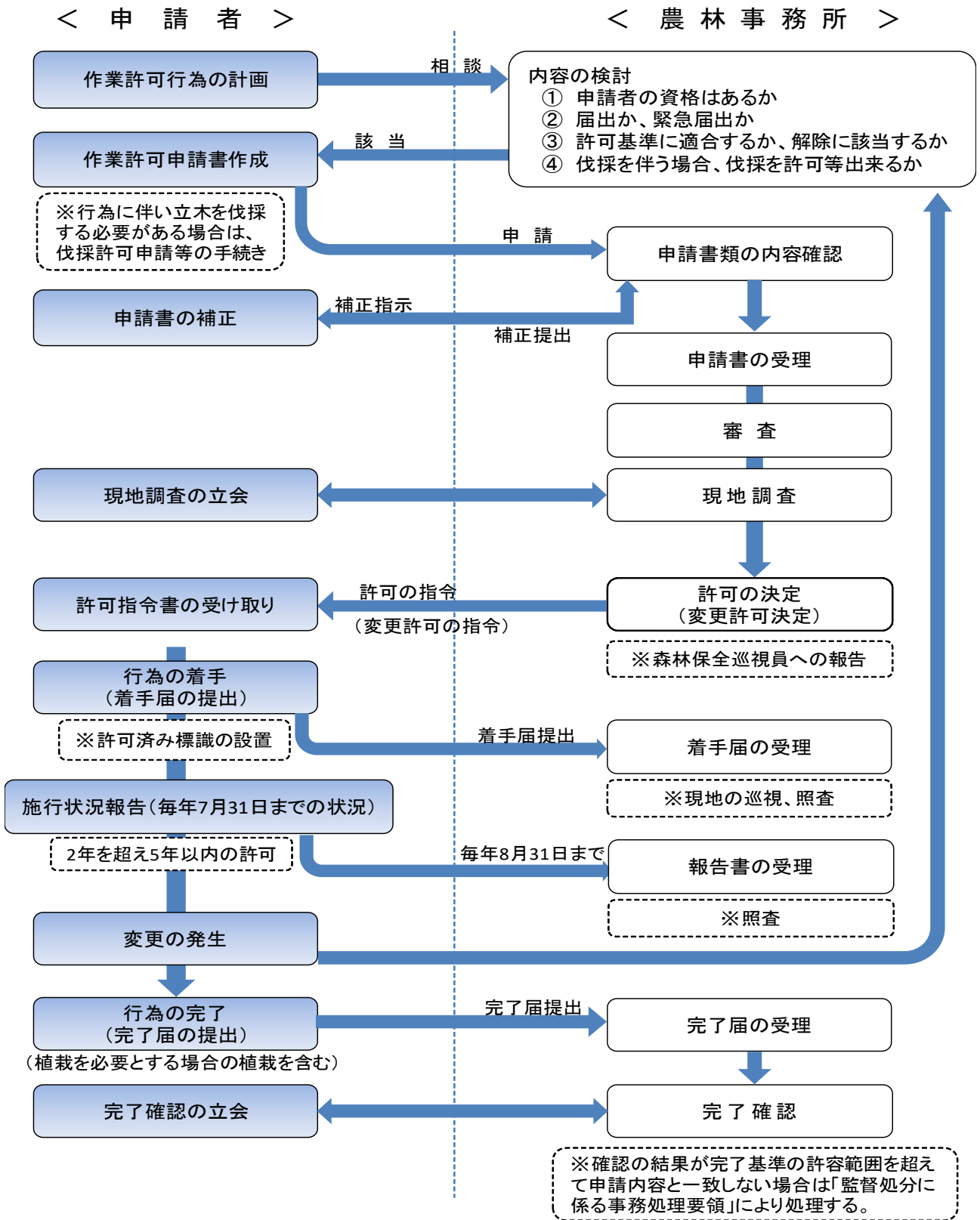
火災や台風などで緊急に立木を伐採した場合は、行為の場所を所管する農林事務所に「保安林（保安施設地区）内緊急〇〇〇〇届出書」（様式3）を行為後30日以内に提出する必要があります。

なお、この場合は、改めて許可の申請（様式1）をする必要はありません。

○ 福島県農林事務所一覧*2

農林事務所	所管市町村	住所・電話番号
県北農林事務所 (森林林業部)	福島市、二本松市、伊達市、 本宮市、伊達郡、安達郡	960-8670 福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-2639 FAX 024-521-2851
県中農林事務所 (森林林業部)	郡山市、須賀川市、田村市、 岩瀬郡、石川郡、田村郡	963-8540 郡山市麓山一丁目1-1 TEL 024-935-1373 FAX 024-935-1389
県南農林事務所 (森林林業部)	白河市、東白川郡、 西白河郡	963-6123 棚倉町大字関口字上志宝50-1 TEL 0247-33-2124 FAX 0247-33-6949
会津農林事務所 (森林林業部)	会津若松市、喜多方市、 耶麻郡、河沼郡、大沼郡	966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3 TEL 0241-24-5737 FAX 0241-24-5748
南会津農林事務所 (森林林業部)	南会津郡	967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277-1 TEL 0241-62-5381 FAX 0241-62-5387
相双農林事務所 (森林林業部)	相馬市、南相馬市、双葉郡、 相馬郡	975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30 TEL 0244-26-1179 FAX 0244-26-1216
いわき農林事務所 (森林林業部)	いわき市	970-8026 いわき市平字梅本15 TEL 0246-24-6198 FAX 0246-24-6179

○ 許可行為の計画から完了まで



※確認の結果が完了基準の許容範囲を超えて申請内容と一致しない場合は「監督処分に係る事務処理要領」により処理する。

○ 記 載 例

- 様式1 保安林(保安施設地区)内○○○○許可申請書 …… 9ページ
- 様式2 保安林(保安施設地区)内下草、落葉又は落枝の採取届出書 10ページ
- 様式3 保安林(保安施設地区)内緊急○○○○届出書 …… 11ページ

様式 1 (規則第61条 申請書様式)

[記載例]

保安林 (保安施設地区) 内 土地の形質変更 許可申請書

令和 4 年 3 月 1 日

福島県知事様
(〇〇 農林事務所長)

住所 〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇1-1
申請者
氏名 株式会社〇〇林業
代表取締役 〇〇 〇〇

次の森林 (土地) において次のように立竹を伐採 (立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更) したいので許可されたく、森林法第34条第2項 (第44条において準用する同法第34条第2項) の規定によりその許可を申請します。

森林 (土地) の所在場所	<u>〇〇〇</u> 市 <u>〇〇〇</u> <u>町</u> 大字 <u>〇〇〇</u> 字 <u>〇〇〇</u> <u>1-1</u>
保安林 (保安施設地区) の指定の目的	<u>水源の^{かん}涵養</u>
行為の方法	<u>(目的) 林道の設置 (面積) 1. 2345ヘクタール</u> <u>(達成後の取扱い) 施工後は町が管理を行う</u>
期間	始期 <u>令和3年4月1日</u>
	終期 <u>令和8年3月31日</u>
連絡先 (担当者・電話番号)	<u>(現場担当) 〇〇株式会社 福島太郎 012-345-6789</u> <u>(事業担当) 福島花子 987-654-3210</u>
備考	<u>(工事期間) 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで</u>

※注意事項省略

様式 2 (規則第63条第2項 届出書様式)

[記載例]

保安林 (保安施設地区) 内下草、落葉又は落枝の採取届出書

令和 4 年 3 月 10 日

福島県知事様
(〇〇農林事務所長)

住所 〇〇市〇〇〇町1-1
届出人 氏名 国立大学法人〇〇大学 〇〇〇〇

次の森林 (土地) において次のように下草、落葉又は落枝を採取したいので、森林法施行規則第63条第2項の規定により届け出ます。

森林 (土地) の所在場所	〇〇〇 市 〇〇〇 町 大字 〇〇〇 字 〇〇〇 1-1 郡 村
保安林 (保安施設地区) の指定の目的	土砂の流出の防備
行為の目的	〇〇草の採取
行為の方法	手取り採取
期間	始期 令和3年4月1日
	終期 令和3年4月30日
連絡先 (担当者・電話番号)	(現場担当) 〇〇株式会社 福島太郎 012-345-6789 (事業担当) 福島花子 987-654-3210
備考	

※注意事項省略

様式 3 (規則第66条第1項 届出書様式)

保安林 (保安施設地区) 内緊急 土地の形質変更 届出書

令和 4 年 7 月 30 日
(注: 行為の終わった日から30日以内に提出)

福島県知事様
(〇〇 農林事務所長)

住所 〇〇市〇〇〇町1-1
届出人
氏名 〇〇建設事務所 所長 〇〇〇〇

次の森林 (土地) において次のように立木を伐採 (立竹を伐採、立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更) したので、森林法第34条第9項 (第44条において準用する同法第34条第9項) の規定により届け出ます。

森林 (土地) の所在場所	<u>〇〇〇</u> 市 <u>〇〇〇</u> <u>町</u> 大字 <u>〇〇〇</u> 字 <u>〇〇〇</u> <u>1-1</u> <u>郡</u> 村
保安林 (保安施設地区) の指定の目的	<u>土砂の崩壊の防備</u>
理由	<u>令和3年6月30日に発生した〇〇豪雨により地すべりが発生し、緊急に冠頭部の排土工を実施する必要性が生じたため。</u>
行為の日時	<u>令和3年7月1日 1時</u>
行為の方法	<u>(変更の目的) 地すべり冠頭部の排土工 (面積) 0.1234ヘクタール</u> <u>(行為後の扱い) 地すべり防止事業により復旧する</u>
連絡先 (担当者・電話番号)	<u>(現場担当) 〇〇株式会社 福島 太郎 012-345-6789</u> <u>(事業担当) 福島 花子 987-654-3210</u>
備考	

※注意事項省略

○ 福島県保安林内作業許可事務取扱要領（様式抜粋）

[最終改正] 令和5年3月31日付け4森第4247号

第1（趣旨）

森林法（昭和26年法律第249号、以下「法」という。）第34条第2項に定める保安林内における立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の許可（以下「作業許可」という。）の取扱いに関しては、同施行規則（昭和26年農林省令第54号、以下「規則」という。）、森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）、保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）に定めるほかこの事務取扱要領に定めるものとする。

第2（申請）

保安林内の行為の区分については、「表1 事務処理の区分」、「表2 行為の区分」、「表3 土地の形質の変更行為許可基準」を参照するものとする。

- 2 作業許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は保安林（保安施設地区）内〇〇〇〇許可申請書（様式1）に、「表4 作業許可申請に係る添付書類一覧」に掲げる関係書類を添付し、福島県農林事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

第3（期間の定めのある土地の形質の変更行為の期間の更新）

作業許可のうち、期間の定めのある土地の形質の変更行為において、期間の更新のみを行う場合は、期間の満了前に新たに申請を行うものとする。ただし、第2の2に示す申請書に添付する図面等については必要最小限のものとし、新たな許可後の着手届の提出は要しない。

第4（作業許可を要しない場合の届出）

自家の生活の用に充てるため及び学術研究の目的に供するため下草等を採取する場合は、行為をしようとする日の2週間前までに保安林（保安施設地区）内下草、落葉又は落枝の採取届出書（様式2）を所長に提出しなければならない。

- 2 火災、風水害、その他の非常災害に際し緊急の用に供する場合に作業許可を要する行為を行ったものは、行為後30日以内に保安林（保安林施設地区）内緊急〇〇〇〇届出書（様式3）を所長に提出しなければならない。

所長は、届出書の提出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは補正を求め、補正することができないものであるときは、届出者に対し任意様式に理由を明示して却下を通知するものとする。

第5（申請書及び届出書の提出部数）

第2の2に定める申請書及び届出書の部数は1部とする。

第6（申請者及び届出者）

作業許可の申請及び届出を行うことのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）森林所有者
- （2）作業許可の申請に係る行為の当事者
- （3）行為地の所在する市町村長（既設の治山事業の作業道を市町村で管理する場合等）

第7（申請書の受理と補正）

所長は、作業許可申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、受理しないものとし、補正が可能なものについては、申請者に補正を行わせるものとする。

- （1）申請の権原のないものからの申請
- （2）申請書の記載事項に記載もれがあるもの
- （3）第2の2に定める書類が完備していないもの
- （4）行為が立木伐採許可又は届出若しくは立木伐採協議を必要とするものにあつては、当該許可又は届出の提出若しくは協議がなされていないもの

第8（作業許可の適否の判定）

所長は、申請内容を審査し、申請に係る行為が次のいずれかに該当する場合には許可しないものとする。ただし、法第30条又は第30条の2の告示の日から40日を経過し、かつ、法第32条第1項の意見書の提出がない解除予定保安林（以下「解除予定保安林」という）において、当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従い行う場合及び「表3」に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）立木の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合
- （2）立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を来すおそれがある場合
- （3）下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合
- （4）家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を来し又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合
- （5）土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害する又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合。ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2年以内に当該採掘跡地に造林が実施されることが確実に認められるときを除く。
- （6）開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆

積により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

(7) 申請又は協議に係る行為を行うに際し、当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、立木伐採許可又は規則第60条第1項第7号から第9号までの届出若しくは立木伐採協議を要するときに、当該許可又は届出若しくは協議がなされていないとき。

(8) 当該行為について他の法令に基づく行政庁の許認可を必要とする場合で当該許認可が受けられないと見込まれるとき

2 所長は、作業許可申請に係る行為が「表3」に適合するものであっても、周辺地域に土砂の流出等の被害を及ぼすおそれがある場合、立木の生育及び土壌の生成を阻害し、又は土壌の性質を改変する等保安林の保安機能の低下をもたらすと認められる場合については、作業許可は行わないものとし、当該保安林の指定の目的、指定施業要件、現況等からみて保安機能の維持に支障を来すおそれがある次のような場合には、画一的に許可を行うことは適当ではなく、慎重に判断するものとする。

(1) 急傾斜地である等個々の保安林の地形、土壌又は気象条件等により、変更行為が周囲の森林に与える影響が大きくなるおそれがある場合

(2) 風致保安林内での景観を損なう施設の設置等その態様が保安林の指定の目的に適合しない場合

(3) 変更行為が立木の伐採を伴う場合において、その態様が当該保安林の指定施業要件に定める伐採の方法、限度に適合しない場合

(4) 変更行為により、当該保安林の大部分が森林でなくなる等保安林としての機能を発揮できなくなるおそれがある場合

3 所長は、前各項の適否判定の結果、適当と判断できる場合は保安林内作業許可等申請適否判定調書（様式4）を作成し、速やかに現地調査を行うものとする。

なお、現地調査は、積雪・災害等により回答期限までの調査が困難な場合は、事後に実施することができる。

第9（許可の決定）

調査の結果、許可に適合する場合は、申請者に許可指令（様式5）を交付するとともに、森林保全巡視員に許可指令の写しにより許可内容を通知するものとする。

また、不許可の場合は、申請者に理由を付して書面で通知（様式6）するものとする。

第10（許可の期間と許可の条件）

次の各号のとおりとする。

(1) 許可の期間

行為の許可期間については、次のとおりとし、許可条件とする。

ア 立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為でイ以外の行為

① 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

② 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用及び家畜の放牧にあっては、それらの行為に着手する時から5年以内の期間、それら以外にあっては、行為に着手する時から2年以内の期間とする。

イ 土地の形質を変更する行為の「表3」に掲げる行為

① 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

② 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、表3の区分1と2にあっては、当該行為に着手する時から5年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間とし、区分の3及び4にあっては、一時的な変更行為は2年以内、それ以外は、当該施設の使用及び当該行為が終わるまでの期間とする。なお、この場合の期間は、工事完了後の施設の維持期間を含めるものとし、期間に関しては以下のとおりとする。

許可期間＝当該施設の使用及び当該行為が終わるまでの期間
＝工事期間（＝施設を設置するための工事期間）
＋維持期間（＝施設が維持されている期間）

ウ 一時的な変更行為に係る作業許可の期間について

表3の区分4にあって一時的な変更行為に係る作業許可の期間については、事業実施後の遅延に合理的な理由がある場合には、確実な原状復旧を前提に、第3の定めるところにより、その期間を5年まで延長することを可能とする。

(2) 植 栽

行為終了後、施設等の廃止又は撤去後、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合（指定施業要件として植栽が定められている場合を除く。）には、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

(3) 災害防止施設

行為に起因する、保全対象への被害発生防止措置を講ずる必要がある場合には、当該被害の発生防止のための施設の設置その他必要な措置について条件を付する。

(4) 作業許可申請に係る行為について他の行政庁の許認可等を必要とする場合

他の行政庁の許認可等がなされる前に作業許可を行うときは、当該許認可等を必要とする旨を決定通知書に付し、当該許認可等がなされた後、速やかに処分があったことを証する書類の写しの提出について条件を付する。

(5) その他次の事項について、条件を付するものとする。

ア 事業の着手時及び完了時には、遅滞なくその旨を知事に届け出ること。

イ 許可年月日、許可内容、期間、氏名等が明記された許可証等を現地に表示すること。

ウ 施設等を設置した場合は、適切に保守、管理を行い、有責事由により災害が発生した場合は、災害復旧の責務を負うこと。

エ 福島県の職員により現地指示等が行われた場合は、これを遵守すること。

- オ 監督処分、許可の取消し等に該当する事項
- カ その他申請者に徹底すべき事項

第11 (行為に関する届出)

所長は、申請者に対し着手届(様式7)および完了届(様式8)その他必要な書類の提出を求め、許可行為の進捗を把握するものとする。着手届については、行為の着手後速やかに提出を求め、完了届は、行為が完了したときに提出を求める。また、許可期間内に工事が完了する場合は、申請者と連絡を密にして工事の完了状況の確認を行うものとする。

第12 (標識の設置)

所長は、申請者に対し行為を行う場所の見やすい箇所に許可期間中、下記標識の設置を求め、行為内容を明らかにするものとする。標識の種類は許可の期間により以下のとおりとする。ただし、2・3号標識については標識の完成までの3か月以内に限り1号標識で代用できるものとする。また、許可の完了後には撤去させる。

- (1) 許可期間が2年以内 1号標識 (様式9)
- (2) 許可期間が2年を超え5年以内 2号標識 (様式10)
- (3) 許可期間が5年を超える場合 3号標識 (様式11)

第13 (許可の変更)

許可の内容に変更の必要が生じた場合には、許可を受けた者は所長に変更許可申請書(様式12)を提出することとし、所長は、前記第2から第8に準じて内容を検討し、変更が適当と認められる場合は変更許可を行い(様式13)、写しにより森林保全巡視員に変更内容を通知するものとする。

第14 (巡視・照査)

所長は、森林保全巡視員と連携を図り、作業許可の状況確認を行うものとする。特に標識、現地の状況、管理状況等の調査を行い、許可を受けた者及び管理者を指導するものとする。巡視の結果、保安林の指定目的に支障があると認められた場合にあっては、ただちに作業を中止させ、保安林機能回復の対策を講じさせるものとする。

2 所長は、許可後完了するまでの間、許可した年の翌年以降の毎年7月31日現在における保安林内作業許可行為(許可の期間が2年を超え5年以内のもの)の施行状況について、その翌月の31日までに報告(様式14)を求めるものとする。

なお、報告内容が保安林機能に支障を与えるものであったときは、所長は、ただちに作業を中止させ、現地調査を行い、原因の把握と対策について指導するものとする。

第15 (行為完了の確認)

所長は、許可期間の完了予定日を管理して完了届(様式8)の提出を求め、現地調査を行い完了の確認を行うものとする。確認は、保安林内作業許可行為完了確認調書(様式15)を作成して行うものとする。

また、期間の定めのある作業許可に関して期間途中で形質変更行為が完了する場

合は、その完了後速やかに確認を行うものとする。

- (1) 確認に当たっては、許可の規模に応じあらかじめ仕様書、工事完成図、写真等を提出させて行うものとする。
- (2) 確認は、行為が申請どおり行われたか、また設置された代替施設が計画どおりの位置、規模、数量、品質であることを確認する。
- (3) 行為が広範囲に及ぶ場合、数量が多い場合は、抽出確認とすることができる。
- (4) 確認時点で明視不能な部分は、写真等で判定することができる。
- (5) 確認内容から許容される範囲差異について調査するものとし、その許容範囲は面積で-5～0%、代替施設等で0～10%とする。

なお、現地調査は、行為の内容が完了届に添付された写真等により確実に確認できる場合は省略できるとともに、積雪・災害等により回答期限までの調査が困難な場合は、事後に実施することができる。また、確認の結果が(5)の許容範囲を超えて申請内容及び許可内容と一致しない場合は、「監督処分に係る事務処理要領」(昭和49年3月25日制定49森土第41号)により処理するものとする。

第16 (進捗状況等の管理、整理表・事務報告)

所長は、審査の経緯を保安林事務処理経過記録簿(参考様式1)に記録し、速やかに所内で情報を共有するものとする。

また、保安林関係事務処理状況表(参考様式2)により事務の進捗状況等の管理を行うものとする。

- 2 所長は、作業許可を行った場合は、速やかに作業許可整理表(様式16～17)に所要の事項を記入し、表3の区分4の(1)に関しては、その区域、許可の内容、面積をふくしま森林クラウドに入力するものとする。また、作業許可事務の実施状況について、作業許可整理表を翌年の4月20日までに電子データで部長へ報告するものとする。

第17 (解除予定保安林に関する事項)

解除の予定告示後受理可能な解除予定保安林の作業許可については、第2から第16を準用するが特に定めることを以下に示す。

2 (申請書の添付書類)

申請書に添付する書類は、代替施設設置に伴う工事实施計画書(以下「工事实施計画書」という。)、作業許可別紙調書(様式18)等「表4」に定める書類とする。

3 (許可の分割)

「解除予定保安林」については原則として、以下の(1)～(3)に掲げる行為毎に、かつ当該順序に従って分割して許可するものとする。ただし、(4)、(5)の各号に該当する場合には、一括して許可することができる。

- (1) 代替施設の設置等のために必要な解除予定保安林の区域の測量、縦横断測量、測量のための測量杭の設置、ベンチマーク及び引照点の設置、丁張り等のための土地の形質の変更等の行為(以下「起工測量に関する行為」という。)
- (2) 事業計画書に基づき実施する工事に先行して代替施設(貯砂えん堤、沈砂池、

調整池、流末排水施設等)を設置する場合の土地の形質の変更等(以下「先行代替施設」という。)

- (3) 事業計画書に基づき実施する工事と併せて代替施設(切盛法面の保護、土留施設、排水路等)を設置する場合の土地の形質の変更等(以下「併行代替施設」という。)

<以下、一括許可を認める要件>

- (4) 解除予定保安林の区域が小規模であり、かつ、工種、工法、実施期間等からみて、特に区分して許可する必要がないと認められるとき。
- (5) 工事内容、行為者の信用状況、工事实施計画書の工事内容区分、工程等が明確であり、特に区分して許可する必要がないと認められるとき。

4 (許可の決定)

解除予定保安林の許可の決定にあつては、第9に準じるほか、解除の予定告示後40日を経過して、かつ、異議意見書の提出が無かつた解除予定保安林の作業許可について行うものとする。なお、前項(2)及び(3)に係る作業許可については、次の事項を確認の上、行うものとする。

- (1) 前項(2)に係る作業許可申請書が提出された場合にあつては、実地調査等により、前項(1)による起工測量等が終了していること。
- (2) 前項(3)に係る作業許可申請書が提出された場合にあつては、実地調査等により、前項(1)の起工測量及び前項(2)の代替施設の設置が完了していること。

なお、前項(2)の代替施設を設置する区域が解除予定保安林の区域外である場合においても、同様とする。

5 (許可の条件)

許可の期間については、当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とし、その他の内容は、当該計画書に基づいて定めるものとする。

6 (許可の変更)

代替施設の設置等について、変更を要することとなった場合には、次により取り扱うものとする。

- (1) 許可の内容に変更が生じる場合には、申請者は速やかに変更申請書(様式12)及び変更協議(様式19)を所長に提出するものとする。所長は、工事をただちに中止させ、内容を確認のうえ農林水産部長(以下「部長」という。)に關係書類を添えて協議(様式20)するものとする。ただし、工事の中止に伴って災害の恐れがあるときは、保全上支障が生じないよう応急的な防災措置を行うよう指導するものとする。
- (2) 協議箇所が農林水産大臣権限に係る場合は、部長は農林水産大臣と協議を行いその内容を所長に通知(様式21)し、協議箇所が県知事権限に係る場合は、部長は回答を所長に通知(様式21)する。所長は、通知を受け第14に準じて処分する。
- (3) 代替施設の設置等につき確認報告を要するものについて、当初計画と比較し代替機能が下回らないような変更を行った場合は、確認報告時に変更の経過が

わかる書類を添付するものとする。

7 (完了)

解除予定保安林の工事のうち確認解除箇所の完了については、第15に準じて所長が完了を確認し、部長に内容を報告(様式22)するものとする。また、確認解除箇所以外については、解除の確定告示をもって完結とし、完了の確認を要しない。

第18 (国有林を管理する国の機関が行う行為)

森林法施行規則第63条第1項第5号の国有林を管理する国の機関が行う行為に関する協議については、第14を除いてこの要領に準じて取扱うものとする。

第19 (書類の保存と作業許可の管理)

所長は、次に掲げる簿冊を保存するものとする。その保存期間は行為が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

- (1) 申請書等および届出書
- (2) 保安林内作業許可等申請適否判定調書(様式4)
- (3) 保安林内作業許可行為完了確認調書(様式15)
- (4) 作業許可別紙調書(様式18)
- (5) 第17第6項に定める協議書(様式19)および通知書(様式20)

2 所長は、第16で作成した作業許可整理表(様式16~17)を電子データで保存するものとし、その保存期間は累年とする。

表1 事務処理の区分

※ 以下における「作業許可行為」とは、「表2 行為区分」に示すとおり

1 手続きを要しない行為

行為の内容	根 拠	
	森 林 法	森林法施行規則
法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行として、作業許可行為をする場合	第34条第2項第1号	
森林所有者等が、森林法第49条第1項の許可を受けて、作業許可行為をする場合	第34条第2項第2号	
農林水産大臣、都道府県知事、市町村長が、森林法の施行のため、森林法第188条第3項の規定に基づいて、作業許可行為をする場合	第34条第2項第3号	
造林又は保育のためにする地ごしらえ、下刈り、つる切り又は枝打ちをする場合	第34条第2項第5号	第62条第1号
倒木又は枯死木を損傷する場合		第62条第2号
こうぞ、みつまた、その他農林水産大臣が定めるかん木を損傷する場合		第62条第3号
国又は都道府県が、保安施設事業、砂防法第1条の砂防工事、地すべり等防止法による地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事を実施するため、作業許可行為をする場合 [*注]	第34条第2項第6号	第63条第1項第1号
法令又はこれに基づく処分により測量、実施調査又は施設の保守をする場合		第63条第1項第2号

[*注] 処理基準(12林野治第790号)第5の6項

保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事には、当該事業又は工事の実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の付帯工事を含む。

2 「緊急届出」を要する行為

行為の内容	根 拠	
	森 林 法	森林法施行規則
火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある、作業許可行為をする場合	第34条第2項第4号	

3 「下草、落葉又は落枝の採取届出」を要する行為

行為の内容	根 拠	
	森 林 法	森林法施行規則
自家の生活の用に充てるため、あらかじめ知事に届け出たところに従って下草、落葉または落枝を採取する場合	第34条第2項第6号	第63条第1項第3号
学術研究の目的に供するため、あらかじめ知事に届け出たところに従って下草、落葉または落枝を採取する場合		第63条第1項第4号

4 「協議」を要する行為

行為の内容	根 拠	
	森 林 法	森林法施行規則
国有林を管理する国の機関が、あらかじめ知事と協議したところに従い当該国有林の区域内において、作業許可行為をする場合	第34条第2項第6号	第63条第1項第5号

5 「作業許可」を要する行為

行為の内容	根拠	
	森林法	森林法施行規則
上記1～4に該当しない作業許可行為をする場合	第34条第2項	

6 その他（許可があったとみなす行為）

行為の内容	根拠法令
特定認定森林所有者が、保健保安林の区域内において、特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備する場合【*注(1)】	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第8条第2項
東日本大震災復興特別区域法に規定する復興整備計画において、復興整備事業に係る許認可等の特例を公表した場合【*注(2)】	東日本大震災復興特別区域法第49条第4項第7号
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等を整備する場合【*注(3)】	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第11条第2項
福島復興再生特別措置法に規定する地熱資源開発計画に従って、地熱資源開発事業を行う場合	福島復興再生特別措置法第69条第1項第3号

【*注】

- (1) 事後、様式4-7に規定する「完了届」が必要
- (2) 「内閣府・農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第1条及び第2条の農林水産大臣、国土交通省及び環境大臣が定める書類」に規定する書類の作成が必要
- (3) 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく設備整備計画の認定等に関する省令第1条第2項に規定する書類の作成が必要

表2 行為の区分

1 立竹の伐採

許可の対象となる行為	許可不要の行為	備 考
立竹を刈り取るにより当該保安林より当該保安林を維持できないおそれのある行為	ササの刈払	

【*注】当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合、許可しないものとする。

2 立木の損傷

許可の対象となる行為	許可不要の行為	備 考
立木を損ない傷つけることにより立木の成育を阻害するおそれのある行為	樹幹の外樹皮の剥離（桧皮・桜皮のはく皮、虫害防除のための荒皮むき等）	内樹皮まで剥離する行為は、立木の損傷に該当
	生長錐等による樹幹のせん孔、ステイブル・針・釘等の打付け、極印の打刻、品等調査のための打突等	
	枯枝又は葉量を大幅に減少させず樹幹を損傷しない生枝の切除（歩道のかぶり取りのための枝の切除、測定の見通し確保のための枝の切除等）	歩道のかぶり取りのためのものであっても、葉量を大幅に減少させ又は樹幹を損傷する行為は立木の損傷に該当
	病虫害の治癒又は樹勢の回復のために行う腐朽部分の切除等	
	立木からのキノコの採取及び立竹の損傷	キノコと同時に立木の一部を削ぎ取る行為は立木の損傷に該当

【*注】当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を来すおそれがある場合、許可しないものとする。

3 下草、落葉又は落枝の採取

許可の対象となる行為	許可不要の行為	備 考
下草、落葉又は落枝を選んで拾い取るにより土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学性が悪化若しくは土壌が流亡するおそれのある行為	表土を露出させない範囲の下草、落葉又は落枝の収集（数株程度の下草・数枚程度の落葉・数本程度の落枝の収集）、下草の刈払、下草、落葉又は落枝を一時的に除去した後に直ちに復元する行為	長期間下草等を除去したまま放置され、露出した森林土壌が降雨等によって崩壊・流出するおそれがある場合は、下草、落葉又は落枝の採取に該当
	キノコ及びタケノコの採取	キノコ及びタケノコの採取であっても、採取後に穴が開いたまま放置される場合は、土地の形質の変更に該当

【*注】当該採取により土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合、許可しないものとする。

4 家畜の放牧

許可の対象となる行為	許可不要の行為	備 考
牛、馬、羊などを放し飼いにすることにより立木の生育に支障を及ぼし、又は土砂が流出し若しくは崩壊するおそれのある行為	家畜の通行及び家畜の一時的な繋留	家畜の一時的な繋留とは、保安林を通行する家畜を休息等のために一時的に繋ぎ止める行為を指し、長期間繋ぎ止めることによって表土が踏み固められるような場合は、家畜の放牧に該当

【*注】当該放牧により立木の生育に支障を来し又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合、許可しないものとする。

5 土石又は樹根の採掘

許可の対象となる行為	許可不要の行為	備 考
土や岩石を掘って、その中の土石又は樹根を取ることにより立木の生育を阻害するか又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為	立木の根系を露出又は損傷せず、下草、落葉又は落枝によって拾集後の地表が被覆される程度の土石の拾集（数個程度の石の拾集等）	「土砂若しくは樹根の採掘」には、砂、砂利又は転石の採取を含む

【*注】当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害する又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合許可しないものとする。ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2年以内に当該採掘跡地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。

6 開墾その他の土地の形質を変更する行為

許可の対象となる行為	許可不要の行為	備 考
<p>土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為。例示すれば以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の造成 ・砂、砂利又は転石の採取 ・鉱物の採掘 ・宅地の造成 ・土砂捨てその他物件の堆積 ・建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築 ・土壌の理学的及び化学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為 <p>※ 「表3」を要参考のこと</p>	<p>立木の更新又は生育の支障とならず、かつ掘削又は盛土をしないか又は一時的にした後に直ちに復元する行為（例示すれば、杭・測量杭の挿入、基礎・境界標・炭焼窯の埋設、挿入又は埋設した物件の採掘、施肥、標識・道標・案内板・作業小屋・トイレ・※集材路の設置又は改築、人の通行及び車両の通行等）</p> <p>※「集材路の設置」にあつては、留意事項2に該当する場合、許可不要の行為。</p>	<p>「立木の更新又は生育の支障とならず」とは、例えば、植栽本数が3,000本/ha（約1.8m四方に1本の割合）とされている場合は、伐採跡地に1.5m四方の移動式の物置を置いたままにする行為、又は4m四方の移動式の物置を一時的に置いた後植栽義務の履行までに撤去する場合が該当するが、4m四方の移動式の物置を放置したままにすることにより、指定施業要件に従って植栽することを妨げる場合、「土地の形質を変更する行為」に該当</p> <p>「掘削又は盛土を…一時的にした後に直ちに復元する行為」とは、例えば、測量杭を設置するために、表土に短期間穴を開け、測量杭の設置後その穴に元の土を埋め戻す行為であり、長期間穴を明けたまま放置され、当該穴の壁面又は当該穴から一時的に掘り出された土が降雨等によって崩壊・流出するおそれがある場合、「土地の形質を変更する行為」に該当</p> <p>「杭・測量杭の挿入等」であっても、立木の更新又は生育の支障となるか、掘削又は盛土をするか若</p>

	<p>しくは一時的にした後に放置される行為は、「土地の形質を変更する行為」に該当</p> <p>「設置」とは、移動式のトイレ等を表土を掘削又は盛土せずに置くこと等であり、改築とは、既設の作業小屋等を解体し同一の区域内に新しい作業小屋等を建設すること等であり、同一の区域からはみ出す部分がある場合は、「土地の形質を変更する行為」に該当</p>
--	--

〔*注〕農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合、許可しないものとする。

※留意事項1

〔*注〕に該当する場合は、許可しないものとする。

ただし、法第30条又は第30条の2の告示の日から40日を経過し、かつ、法第32条第1項の意見書の提出がない解除予定保安林において、当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従い行う場合及び「表3」に掲げる場合は、この限りではない。（要領第8）

※留意事項2

次の条件を満たす「集材路の設置」にあつては、許可不要の行為。

- ア 設置の期間が、伐採の期間内（※伐採許可又は届出の期間内）であること。
- イ 掘削又は盛土をしない又は一時的にした後、直ちに復元すること。
- ウ 使用后、必要に応じて植栽を行い、確実に森林に復元されること。
- エ 周辺の立木を損傷しないこと。

表3 土地の形質の変更行為許可基準

区 分	行為の目的、態様、規模等
1 森林の施業及び管理に必要な施設	<p>1) 林道（車道幅員が4メートル以下のものに限る。）[*注1]</p> <p>2) 森林の施業及び管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道[*注2]、防火線、作業小屋等を設置する場合</p> <p>3) 森林の施業及び管理に資する農道等で、規格及び構造が1)の林道に類するものを設置する場合[*注1]</p>
2 森林の保健機能の増進に資する施設	<p>保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号、以下「森林保健機能増進法」という。）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合（森林保健機能増進法第5条の2第1項第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ha以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。）であって、次の要件を満たすもの</p> <p>1) 当該施設の設置のための土地の形質の変更（以下この表において「変更行為」という。）に係る森林の面積の合計が、当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集団的森林（当該変更行為を行おうとする森林を含むものに限る。）の面積10分の1未満の面積であること。</p> <p>2) 変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。）を行う箇所が、次の条件を満たす土地であること。</p> <p>① 土砂の流出又は崩壊その他の災害が発生するおそれのない土地</p> <p>② 非植生状態（立木以外の植生がない状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が15度未満の土地、植生状態（立木以外の植生がある状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が25度未満の土地</p> <p>3) 1箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして30%以上の状態で変更行為を行う場合には0.05ha未満であり、立木の伐採が材積にして30%未満の場合には1.20ha未満であること。</p> <p>4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積は、200m²未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は400m²未満であること。</p> <p>5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50m以上であること。</p>

区 分	行為の目的、態様、規模等
2 森林の保健機能の増進に資する施設	<p>6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。</p> <p>① 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること。</p> <p>② 建築物その他の工作物は、原則として木造であること。</p> <p>③ 建築物その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね1.5m未満であること。</p> <p>7) 遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅3m未満であること。</p> <p>8) 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであること。</p>
3 森林の有する保安機能の維持又は代替をする施設	<p>1) 森林の保安機能の維持及び強化に資する施設を設置する場合（例えば道路に付帯する保全施設／なだれ防止、落石防止・法面緑化工等）</p> <p>2) 転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合（例えば事業区域の下流部に設置する堰堤等） [*注3]</p>
4 その他	<p>1) 上記1から3までに規定する以外のものであって次に該当する場合</p> <p>① 施設等の幅が1m未満の線的なものを設置する場合（例えば、水路、へい、柵等）</p> <p>② 変更行為に係る区域の面積が0.05ha未満で[*注4]、切土又は盛土の高さがおおむね1.5m未満の点的なものを設置する場合[*注5]</p> <p>（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等）</p> <p>ただし、区域内に建築物[*注6]を設置するときには、建築面積が50m²未満であって、かつ、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。</p>

区 分	行為の目的、態様、規模等
4 その他	<p>2) その他</p> <p>一時的な変更行為であって次の要件[*注7]を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。</p> <p>① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。</p> <p>② 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。</p> <p>③ 区域の面積が0.2ha未満のものであること。</p> <p>④ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。</p> <p>⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5m未満のものであること。</p>

※ 処理基準(12林野治第790号)「別表6」、基本通知(45林野治第921号)「別表8」より

[*注1]

林道については、森林の施業及び管理の用に供するため周囲の森林と一体として管理することが適当と認められる場合には、作業許可の対象とする。

農道、市町村道その他の道路については、森林内に設置され、その規格及び構造が林道に類するものであって、森林の施業及び管理に資すると認められるものに限り林道と同様に取り扱うものとする。

なお、森林の施業及び管理の用に供する、又は資するとは、林道等の沿線の森林において、施業の実施予定がある場合や施業を行う対象であることが森林施業に関する各種計画から明らかである場合、山火事防止等森林保全のための巡視や境界管理、森林に関する各種調査等の実施が見込まれる場合とし、森林への進入口の設置、法高の縮減等により森林施業の実施に配慮されたものに限る。

[*注2]

歩道のうち以下のものについては、許可申請不要とする。

- (1) 区分1の目的で保安林指定時に既に存在していて、新たに土地の形質変更をしないもの。
- (2) 森林法施行規則第62条に定める軽易な行為である、造林又は保育のためにする地ごしらえ、下刈、つる切り又は枝打ちのための歩道。

[*注3]

森林の保安機能の維持及び強化に資する施設とは、その設置目的及び構造からみて保安機能を持つことが明らかであって、周囲の森林と一体となって管理することが保安林の指定の目的の達成に寄与すると認められるものをいい、例えば道路に附帯する保全施設等がこれに該当する。

転用に当たり、転用に係る区域内に設置する当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設については、本体施設と一体となって管理されるべきものであり、作業許可の対象としないものとする。また、転用に係る区域外に設置する施設であっても、洪水調節池等の森林を改変する程度が大きいものについては、作業許可の対象としないものとする。

[*注4]

変更行為に係る区域の面積は、②に例示した施設及びその施設に係る施設の合計面積を指し一時利用部分は含まない。

[*注5]

②に例示した施設及びその施設に係る施設で2年を超える長期にわたり土地の形質の変更を行う部分の高さを指し、一時的な掘削埋め戻しは含まない。

[*注6]

建築物とは、建築基準法第2条に示す建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの及びこれに類するもの）とする。

[*注7]

①～⑤すべての要件を満たす行為

[*注8]

土砂捨て、しいたけ原木等の堆積、仮設構造物の設置その他物件の堆積等の一時的な変更行為に係る作業許可は、土壌の性質、林木の生育に及ぼす影響が微小であると認められるものに限って行うものとする。

[*注9]

切土の高さについて、現地の樹種や土壌等の調査を行い、根系が密に分布する深さを明らかにすることで、その深さを限度として差し支えないものとする。

盛土の高さについて、一定の厚さで締固めを行うなど適切な施工を行う上で、1.5mを超えることは差し支えないものとする。

なお、切土又は盛土の高さについて、現場での施工上必要な場合には、1.5mを2割の範囲内で超えることも、「おおむね」の範囲内であるとして差し支えないものとする。

[*注10]

区分4における変更行為に係る区域（以下、変更区域という。）が連続しない場合であっても、相隣する変更区域間の距離が20m未満に接近する場合は、これらの変更区域は連続しているものとし一箇所として扱うこととする。

表4 作業許可申請に係る添付書類一覧

[行為の目的]

- ・立竹の伐採
- ・立木の損傷
- ・下草、落葉又は落枝の採取
- ・家畜の放牧
- ・土石又は樹根の採掘

添付書類	条件等
申請箇所の登記事項証明書 ※注1-1	申請者が森林所有者の場合で、身分を証するものと保安林台帳を照合して確認できる場合を除く
申請者確認書類 ※注1	申請者が国、地方公共団体及び独立行政法人等でない場合
申請の権原を証する書類	申請者が森林所有者以外の場合
権利者の承諾書等	行為地に申請者以外の者が何らかの権利を有している場合
隣接する森林の土地の境界確認を行ったことを証する書類 ※注2	申請箇所が隣接する森林の土地との境界に接している場合
森林管理署長の同意書	行為地が林野庁所管の国有林の場合
他法令関係の処分を証する書面の写し ※注3	行為に際して他の行政庁の免許、許認可その他の処分を必要とする場合
原形復旧計画書もしくは計画図	原形復旧を行う場合
植栽計画等	森林に復旧する場合
○ 添付図面	
位置図	国土地理院発行1/50,000地形図又はこれに準ずるもの
区域図	原則として森林計画図の写しを使用すること。これ以外にあっては保安林管理図に容易に転記が可能な図面とする。
その他	上記ほか所長が必要と認めるもの

[行為の目的]

・開墾その他の土地の形質の変更（１）

許可基準 標準添付書類	区 分 1				
	1), 3) 林道等 (車道幅員 4m以下) ※注4	1) 林業専用道 (車道幅員 4m以下) ※注5	2) 森林作業道 (全幅員3.5m以下、 切土高1.5m以下程 度) ※注6	2) その他の簡易 な路網 ※注7	2) 作業道 (車道幅員 3m以下) ※注8
申請箇所の登記事項証明書 ※注1-1	○ (申請者が森林所有者の場合で、身分を証するものと保安林台帳を照合して確認できる場合を除く)				
申請者確認書類 ※注1	○ (申請者が国、地方公共団体及び独立行政法人等でない場合)				
申請の権原を証する書類	○ (申請者が森林所有者以外の場合)				
権利者の承諾書等	○ (行為地に申請者以外の者が何らかの権利を有している場合)				
隣接する森林の土地の境界確認を行ったことを証する書類 ※注2	○ (申請箇所が隣接する森林の土地との境界に接している場合)				
森林管理署長の同意書	○ (行為地が林野庁所管の国有林の場合)				
他法令関係の処分を証する書面の写し ※注3	○ (行為に際して他の行政庁の免許、許認可その他の処分を必要とする場合)				
森林の施業・管理に資することを証する書類	○ (農道等の場合)				
事業計画書 ※注9	○	○	○	○	○
事業実施予算の根拠 ※注10	○	○			
切土・盛土・残土の総量	○	○			
残土処理計画及び図面	○	○	○	○	○
排水処理の方法及び溝渠等の位置図			○ (常水がある場合)	○ (常水がある場合)	○ (常水がある場合)
現地写真	○	○	○	○	○
原形復旧計画書もしくは計画図	○ (原形復旧を行う場合)				
植栽計画等	○ (森林に復旧する場合)				
○ 添 付 図 面					
位 置 図 (1/50,000以上)	○	○	○	○	○
区 域 図 ※注11	○	○	○ (予定線形を示したも の、実測不要)	○ (予定線形を示したも の、実測不要)	○
路線平面図 (1/1,000等)	○	○			
縦 断 図	○	○			
横 断 図	○	○			
排水等構造図	○	○			
土工標準図 ※注12	○	○	○	○	○
構造物標準図	○	○			
丈 量 図 ※注13	○	○			
そ の 他	上記ほか所長が必要と認めるもの				

※表中「○」必要書類

[行為の目的]

・開墾その他の土地の形質の変更（２）

許可基準 標準添付書類	区分 1	区分 2、3	区分 4
	(2) 作業用索道、木材集積場等		
申請箇所の登記事項証明書 ※注1-1	○ (申請者が森林所有者の場合で、身分を証するものと保安林台帳を照合して確認できる場合を除く)		
申請者確認書類 ※注1	○ (申請者が国、地方公共団体及び独立行政法人等でない場合)		
申請の権原を証する書類	○ (申請者が森林所有者以外の場合)		
権利者の承諾書等	○ (行為地に申請者以外の者が何らかの権利を有している場合)		
隣接する森林の土地の境界確認を行ったことを証する書類 ※注2	○ (申請箇所が隣接する森林の土地との境界に接している場合)		
森林管理署長の同意書	○ (行為地が林野庁所管の国有林の場合)		
他法令関係の処分を証する書面の写し ※注3	○ (行為に際して他の行政庁の免許、許認可その他の処分を必要とする場合)		
事業計画書 ※注9	○	○	○
事業実施予算の根拠 ※注10		○	
土砂流出防止措置の内容		○	
切土・盛土・残土の総量		○	
残土処理計画及び図面		○	
水処理計画（計算図、水利計算書等）		○	
構造計算書		○	
原形復旧計画書もしくは計画図	○ (原形復旧を行う場合)		
植栽計画等	○ (森林に復旧する場合)		
○ 添付図面			
位置図（1/50,000以上）	○	○	○
区域図 ※注11	○	○	○
事業計画図		○	
縦断図		○	
横断図		○	
標準図（土工、構造物）		○	
丈量図 ※注13		○	
その他	上記ほか所長が必要と認めるもの		

※表中「○」必要書類

[行為の目的]

・解除予定保安林における土地の形質の変更

解除区分 標準添付書類	林野庁所管国有保安林		民有保安林 (林野庁所管以外の国有林を含む)	
	代替施設の設置等の 確認を要する場合 ※注14	左記以外	代替施設の設置等の 確認を要する場合 ※注14	左記以外
隣接する森林の土地の境界確認を行ったことを証する書類 ※注2	○ (申請箇所が隣接する森林の土地との境界に接している場合)			
森林管理署長の同意書	○	○		
他法令関係の処分を証する書面の写し ※注3	○ (行為に際して他の行政庁の免許、許認可その他の処分を必要とする場合)			
予定告示に係る福島県報の写し	○			
作業許可別紙調書(様式18)	○ (2筆以上ある場合)		○ (2筆以上ある場合)	
代替施設設置に伴う工事実施計画書	○	○	○	
○ 添付図面				
位置図(1/50,000以上)	○	○	○	
区域図 ※注11	○	○	○	
事業計画図	○	○	○	
縦断図	○	○	○	
横断図	○	○	○	
代替施設計画図	○	○	○	
各種構造図	○	○	○	
保安林解除図 (面積計算図を含む)	○	○		
その他	上記ほか所長が必要と認めるもの			

※表中「○」必要書類

※注1-1

当該森林に係る土地の登記事項証明書に準ずるものについては、申請者が当該森林に係る土地の所有権、地上権、賃借権その他の権利を取得していることを証する書類。

※注1

法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。準ずるものについては、法人が実在することを証明するために必要な情報（法人の名称及び所在並びに法人番号）を記載した書類又はその写し）。

法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類。

個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写しまたはこれらに類するもの（公的機関が発行した氏名及び住所が記載された書類又はその写し）であって氏名及び住所を証する書類。

※注2

境界の確認に立ち会った者の氏名や境界の確認日時など境界の確認時の状況を記載した書類など境界の確認に関する取組状況を証する書類。

地形、地物その他土地の範囲を明示するのに適当なものにより隣接する森林の土地との境界が明らかな場合や隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合には、添付を省略することができる。ただし、申請者又は届出者が過去3年の間に都道府県から保安林の作業許可等に係る指導、勧告又は命令を受けている場合は省略を認めない。

※注3

申請中の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類。

申請前の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類。「処分があったことを証する書類」については、当該許認可を行った行政庁が発した証明書又は許認可等の写しとする。

なお、許認可等には、国の機関の通知及び地方公共団体の条例、規則、通知によるものも含む。

※注4

「林道規定」に基づく路網であって、車道幅員が4 m以下のものが該当するほか、これと同等の規格構造の路網についても準用。

※注5

林野庁の「林業専用道作設指針」又は「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に基づく路網が該当するほか、これらと同等の規格構造の路網についても準用。

※注6

林野庁の「森林作業道作設指針」又は「福島県森林作業道作設指針」に基づく路網であって、これらと同等の規格構造の路網についても準用。

※注7

森林作業道に比して簡易な構造の作業路であって、独自の実施基準等が定められているものが該当。

※注8

(1) 上記※注2～※注5に該当しない作業道（路）と呼称されるもの。なお、作業道（路）と呼称されるものであっても、車道幅員3 mを超えるもの（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）については、「林道等」の区分により取り扱う。

(2) 治山事業資材運搬路の管理移管については、当該区分による。

※注9

申請者と行為者が異なる場合の行為者住所、氏名、連絡先、事業名称、行為地を保安林に選定した理由、全体計画その他事業内容を説明する内容を記載した書類。

※注10

申請者が個人の場合は、事業見積り、資金調達を整理した書類。

※注11

保安林の位置、事業内容が分かる図面。原則として森林計画図の写しを使用すること。これ以外にあっては保安林管理図に容易に転記が可能な図面とする。

※注12

標準的な切土及び盛土の断面のみを同一の図面に表示（法面の高さ、土質別の勾配等を表示すること）した標準的な横断面図。

※注13

実測、定点又は既知点を含み、将来復元が簡単かつ確実に行えるものとし、測点は永久杭等で保存し、調査地図中に杭の位置を明示するものとする。

※注14

[代替施設の設置等の確認を要する保安林解除]

- (1) 法第26条第1項及び法第26条の2第1項に規定する「指定の理由の消滅」のうち、「当該保安林等の機能に代替する機能を果たすべき施設等が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められるとき」に該当する場合。
(※処理基準第2の1(1)ウ及び基本通知第2の1(1)ウに該当するもの)
- (2) 法第26条第2項及び法第26条の2第2項に規定する「公益上の理由」のうち、解除面積が1ヘクタールを超え、かつ、以下に該当しないもの。
 - ① 国又は地方公共団体が行う場合
 - ② 火災、風水害その他非常災害のために必要な応急措置として行う場合
 - ③ 森林法施行規則第5条に規定する「開発行為の許可を要しない事業」を行う場合

※処理基準第2の2(5)より

様式 1 (規則第61条 申請書様式)

保安林 (保安施設地区) 内〇〇〇〇許可申請書

令和 年 月 日

福島県知事
(農林事務所長)

住所
申請者 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
氏名

次の森林 (土地) において次のように立竹を伐採 (立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更) したいので許可されたく、森林法第34条第2項 (第44条において準用する同法第34条第2項) の規定によりその許可を申請します。

森林 (土地) の所在場所	市 町 大字 字 郡 村
保安林 (保安施設地区) の指定の目的	
行為の方法	
期間	始期
	終期
連絡先 (担当者・電話番号)	
備考	

注意事項

- 申請書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 保安林 (保安施設地区) 内〇〇〇〇許可申請書の〇〇に該当する事項を記入する。
- 申請者氏名下部の文書中において、申請する目的事項を選び〇で囲む。
- 行為の方法欄には、次の事項を記載すること。
 - 立竹の伐採にあっては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
 - 立木の損傷にあっては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数、及び面積並びに損傷後の扱い
 - 家畜の放牧にあっては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
 - 下草、落葉又は落枝の採取にあっては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
 - 土石又は樹根の採掘にあっては、採掘の目的、種類 (土石の発掘の場合に限る。) 面積、方法及び数量、発掘設備、土地形質の変更状況並びに発掘後の取扱い
 - 開墾にあっては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
 - 土石及び樹根の発掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあっては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更状況、施行設備並びに行為に係る使用目的達成後の取扱い
- 面積を記載する場合は、実測又は見込みより、haを単位とし、小数第4位まで記入すること。
- 申請期間に工事完了後の施設の維持期間を含む場合は、備考欄に工事に関する始期・終期を記載すること。
- 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。

様式 2 (規則第63条第2項 届出書様式)

保安林 (保安施設地区) 内下草、落葉又は落枝の採取届出書

令和 年 月 日

福島県知事様
(農林事務所長)

住所
届出人 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
氏名

次の森林 (土地) において次のように下草、落葉又は落枝を採取したいので、森林法施行規則第63条第2項の規定により届け出ます。

森林 (土地) の所在場所	市 町 大字 字 郡 村
保安林 (保安施設地区) の指定の目的	
行為の目的	
行為の方法	
期間	始 期
	終 期
連絡先 (担当者・電話番号)	
備考	

注意事項

- 届出書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 行為の目的覧には、採取物の使用目的について記載すること。
- 行為の方法覧には、採取物の種類及び数量並びに採取方法を記載すること。
- 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、規則第48条の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。

様式 3 (規則第66条第1項 届出書様式)

保安林 (保安施設地区) 内緊急〇〇〇〇届出書

令和 年 月 日

福島県知事様
(農林事務所長)

住所
届出人 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
氏名

次の森林 (土地) において次のように立木を伐採 (立竹を伐採、立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更) したので、森林法第34条第9項 (第44条において準用する同法第34条第9項) の規定により届け出ます。

森林 (土地) の所在場所	市 町 郡 村 大字 字
保安林 (保安施設地区) の指定の目的	
理由	
行為の日時	
行為の方法	
連絡先 (担当者・電話番号)	
備考	

注意事項

- 1 届出書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 2 保安林 (保安施設地区) 内緊急〇〇〇〇届出書の〇〇に該当する事項を記入する。
- 3 届出人氏名下部の文書中において、届け出る目的事項を選び〇で囲む。
- 4 理由欄には、非常災害の発生年月日、緊急に行為を必要とした理由その他必要事項を記載。
- 5 行為の方法欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 立木の伐採にあっては、伐採の方法、伐採した立木の樹種、樹齢及び面積又は立木材積を記載すること。
 - (2) 立竹の伐採にあっては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
 - (3) 立木の損傷にあっては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数、及び面積並びに損傷後の扱い
 - (4) 家畜の放牧にあっては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
 - (5) 下草、落葉又は落枝の採取にあっては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
 - (6) 土石又は樹根の採掘にあっては、採掘の目的、種類 (土石の発掘の場合に限る。) 面積、方法及び数量、発掘設備、土地形質の変更状況並びに発掘後の取扱い
 - (7) 開墾にあっては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
 - (8) 土石及び樹根の発掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあっては、変更の目的行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更状況、施行設備並びに行為に係る使用目的達成後の取扱い
- 6 面積を記載する場合は、実測又は見込みより、haを単位とし、小数第4位まで記入すること。
- 7 位置、内容が分かる図面を最小の範囲で添付すること。

様式 7

保安林（保安施設地区）内〇〇〇〇許可着手届

令和 年 月 日

福島県知事様
（農林事務所長）

住所
申請者（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
氏名

令和 年 月 日付け福島県指令〇〇第〇〇〇〇号で許可された下記の行為に関しては、令和 年 月 日に着手したので報告します。

森林（土地）の所在場所	市 町 大字 字 郡 村
保安林(保安施設地区)の指定の目的	
行為の目的、面積	
予定期間	始 期
	終 期
連絡先 (担当者・電話番号)	
備 考	

注意事項

- 1 行為の目的、面積は許可指令内容を記入すること。

様式 8

保安林（保安施設地区）内〇〇〇〇許可完了届

令和 年 月 日

福島県知事様
（農林事務所長）

住所
申請者（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
氏名

令和 年 月 日付け福島県指令〇〇第〇〇〇〇号で許可された下記の行為に関しては、令和 年 月 日に完了したので報告します。

森林（土地）の所在場所	市 町 大字 字 郡 村
保安林(保安施設地区)の指定の目的	
行為の目的、面積	
期 間	始 期
	終 期
連絡先 (担当者・電話番号)	
備 考	

注意事項

- 1 行為の目的、面積は許可指令内容を記入すること。
- 2 完了状況の分かる写真を添付すること。

様式 9

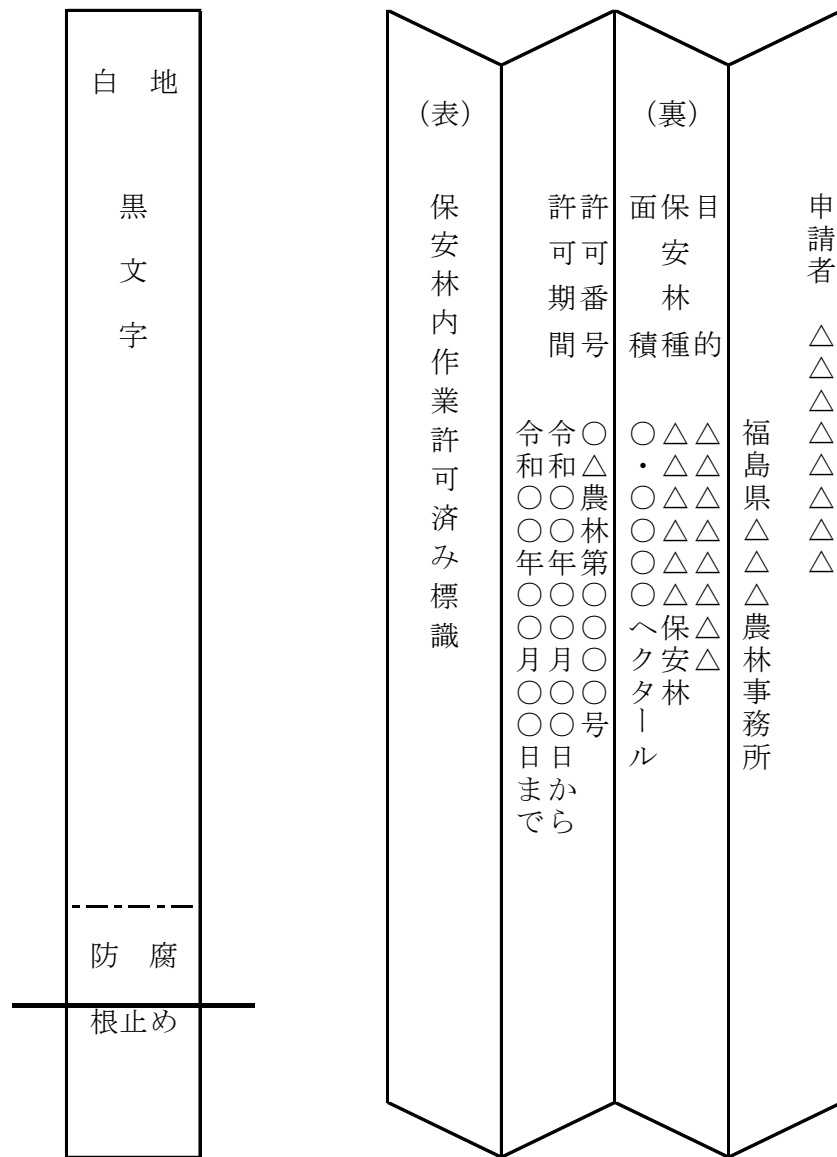
(1号標識)

保安林（保安施設地区）内作業許可済標識	
許可番号	福島県指令〇〇第〇〇〇〇号
森林の所在	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇〇〇番地
保安林種	〇〇〇〇
行為の目的	〇〇〇〇〇〇〇
行為の面積	〇. 〇〇〇〇 ヘクタール
許可期間 （工事期間）	令和〇〇年〇〇月〇〇日より 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (令和〇〇年〇〇月〇〇日より 令和〇〇年〇〇月〇〇日)
氏名（連絡先の電話番号）	〇〇〇〇〇〇〇〇 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	福島県〇〇農林事務所（電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

B3版 ヌポ紙 井200 白地に黒字または品質・規格が同等のもの

様式 10

(2号標識)



「○」は数字
「△」は文字

※ 品質・規格が以下と同等のもの□

本体 : 木製標柱
 材質 : アカマツ・スギ・カラマツ
 規格 : 正角 (120mm×120mmを標準とする)、全長2,000mm (地上部1,200mm)

根止めとして : 30mm×30mm×450mmの角材×2 (釘打ちつけ)
 又はφ9×400mmの鉄丸棒×2 (穴通し)

地上部 : 「地」白ペンキ塗装、「文字」黒文字記入面クリア仕上げ
 地下部 : 防腐処理 (深さ 80cm)

様式 11

(3号標識)

保安林（保安施設地区）内作業許可済標識

許可番号 福島県指令〇〇第〇〇〇〇号

森林の所在 〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇〇〇番地

保安林種 〇〇〇〇

行為の目的 〇〇〇〇〇〇〇

行為の面積 〇. 〇〇〇〇 ヘクタール

許可期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 より 令和〇〇年〇〇月〇〇日（当該施設の使用が終了するまで）
（工事期間） （令和〇〇年〇〇月〇〇日 より 令和〇〇年〇〇月〇〇日）

氏名（連絡先の電話番号）
〇〇〇〇〇〇〇〇 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

福島県〇〇農林事務所（電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

*品質・規格が以下と同等のもの及び設置位置

- ・ 縦20cm×横25cm以上。
- ・ 素材は、原則として軽合金、石材等5年以上の耐久性があるもの。
- ・ 永久構造物に埋め込むか腐朽せず、破壊されない箇所に設置すること。

様式 12

保安林（保安施設地区）内〇〇〇〇変更許可申請書

令和 年 月 日

福島県知事様
（ 農林事務所長）

住所
申請者 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
氏名

令和 年 月 日付け福島県指令〇〇第〇〇〇〇号で許可された保安林内の作業許可行為については、内容を変更して実施したいので申請します。

1 当初許可内容

森林（土地）の所在場所	市 町 大字 字 郡 村
保安林（保安施設地区）の指定の目的	
行為の方法	
期間	始 期
	終 期
連絡先 （担当者・電話番号）	
備考	

2 変更申請内容

行為の方法	
期間	始 期
	終 期
変更が生じた理由	

注意事項

- 1 当初許可指令書の写しを添付すること。
- 2 期間の変更のみの場合は、図面等の添付については許可権者と協議して省略することができる。

保安林（保安施設地区）内〇〇〇〇作業許可施行状況報告書

令和 年 月 日

福島県知事
（ 農林事務所長）

住 所
申請者 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
氏 名

令和 年 月 日付け福島県指令〇〇第〇〇〇〇号で許可された保安林内の作業許可行為について、令和 年 月 日現在の施行状況を福島県保安林内作業許可事務取扱要領第14の規定により報告します。

記

1 許可内容

森林（土地）の所在場所	市 郡	町 村	大字 字
保安林（保安施設地区）の指定の目的			
行為の方法			
期 間	始 期		
	終 期		
施 設 管 理 者 （ 工 事 施 工 者 ）	担当者		
	連絡先		
施 行 状 況	設置した施設の状況	（ 異常なし ・ 異常あり ）	
	保安林への影響	（ 異常なし ・ 異常あり ）	

- （留意事項） 1 施行状況が分かる写真を添付すること。（許可標識及び施設の設置状況）
2 施行状況について、該当する項目を○で囲む。また、異常ありの場合には下段の括弧の中にその詳細を記載すること。

様式 18

作業許可別紙調書

所在場所			許可申請積 面	行為の種類等 内 容	備 考
大字	字	地番			

注意事項

- 1 申請の場所が2筆以上の場合作成すること。
- 2 行為の種類内容欄は、行為の順番に記載すること。

林野庁治山課長 様
(県知事権限の解除の場合は農林水産部長)

申請者 住所
氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

解除予定保安林の代替施設の設置等の変更について (協議)

令和 年 月 日付け福島県告示第 号で解除予定保安林となりました転用を
を目的とする保安林解除の代替施設の設置等に係る事業計画について変更を要するため
下記の書類を添付の上、協議します。

記

- 1 事業計画書
- 2 代替施設計画書
- 3 事業施設配置図
- 4 工事工程表
- 5 代替施設配置図
- 6 変更理由書
- 7 その他解除申請に添付した書類で変更が生じる資料 (標準図や資金計画等)

添付資料作成上の留意点

- 1 代替施設の設置等の変更にあつては、当初計画と比較し機能が下回らない計画とすること。
- 2 変更後の計画については、変更前を見え消しの上、朱書きで2段書とすること。